

委 託 契 約 書 (案)

委託業務の名称 ふくしま海洋科学館施設管理業務委託
委託業務の場所 いわき市小名浜字辰巳町50番地 ふくしま海洋科学館
委託料の額 金 円
(うち消費税及び地方消費税の額 円)
委託期間 着手 令和5年4月1日
履行期限 令和6年3月31日

上記の委託業務について委託者 公益財団法人ふくしま海洋科学館 を甲とし、受託者
を乙として次の各条項により委託契約を締結する。

(委託業務の仕様等)

第1条 乙は、甲が定める別紙仕様書に基づき、頭書の委託料をもって頭書の履行期限までに頭書の委託業務を完了しなければならない。

2 仕様書に明示されていない事項で委託業務の実施に必要かつ軽微なものについては、乙は甲の指示に従うものとする。

(受託者の義務)

第2条 乙は、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の関係法令を遵守し、法令上のすべての責任を負うものとする。

2 乙は、この契約の履行に当たっては、常に善良なる管理者の注意をもって業務を履行する責任を負うものとする。

3 乙は、業務の公共的使命が重大であることを念頭に置き、いかなる場合であっても業務の履行に必要な従業員を確保し、業務に支障をきたすことのないように努めなければならない。

4 乙は、その従業員の労務管理及び安全衛生管理について十分な注意を払い、労災事故の防止に努めなければならない。

(権利義務の譲渡の制限)

第3条 乙は、書面による甲の承認を得ないで、この契約によって生ずる権利及び義務をいかなる方法をもってするかを問わず、第三者に譲渡し、承継し、委任し、又は下請けさせてはならない。

(監督員)

第4条 甲は、委託業務に関し、自己に代わって監督又は指示をする監督員を置くことができる。

2 甲は、前項の規定により監督員を置いたときは、監督員の職及び氏名を乙に通知しなければならない。

3 監督員は、この契約書及び仕様書等に定められた事項の範囲内において、必要な監督を行い、次条の総括責任者に対して指示を与える等の職務を行う。

(総括責任者)

第5条 乙は、委託業務の実施について、自己に代わって管理をつかさどる総括責任者を置き、総括責任者の氏名を書面により甲に通知しなければならない。

2 総括責任者は、この契約の履行に関し、その運営及び管理を行うほか、この契約に基づく乙の一切の権限（委託料の額の変更、請求及び受領並びにこの契約の解除に係るものを除く。）を行使することができる。

3 乙は、前項の規定にかかわらず、自己の権限のうちこれを総括責任者に委任せず、自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該行使しようとする権限の内容を書面により甲に通知するものとする。

(委託業務内容の変更)

第6条 甲は、必要があるときは、委託業務の内容を変更し、又は一時中止させることができる。この場合において、委託料の額又は履行期限を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、乙は甲に対して損害の賠償を請求することができるものとし、その賠償額は、甲乙協議して定める。

(受託者の請求による履行期限の延長)

第7条 乙は、天災その他その責に帰することができない事由により履行期限までに委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、甲に対して遅延なくその理由を付した書面により履行期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は、甲乙協議して定める。

(損害負担)

第8条 委託業務の実施に関し発生した損害（第三者に与えた損害を含む。）のため必要を生じた経費は、乙の負担とする。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由による場合は、その損害のために生じた経費は甲が負担するものとし、その額は甲乙協議して定める。

(業務報告書の提出)

第9条 乙は、毎月末日締めで業務報告書（以下「月次報告書」という。）を作成し、翌月7日までに甲に提出しなければならない。

2 乙は、前項の月次報告書のほか、委託業務の実施について甲から報告を求められたときは、甲の指示するところにより随時の業務報告書を作成し、甲に提出しなければならない。

3 甲は、前2項の規定により業務報告書の提出があったときは、その日から10日以内にその内容を検査しなければならない。

- 4 前項の規定による検査の結果、乙の業務内容が適正を欠くと認められたときは、甲は、乙に対してすみやかに業務内容の補正を命ずるものとし、当該補正に要する経費は、乙の負担とする。
- 5 乙は、前項の規定により命ぜられた補正を完了したときは、甲に補正完了の届出をして検査を受けなければならない。この場合の再検査については、前2項の規定を準用する。

(委託料の支払い)

第10条 乙は、月次報告書に係る前条第3項又は第5項の検査に合格したときは、所定の手続きに従って委託料の支払いの請求をすることができる。

- 2 前項の規定による支払いの請求があったときは、甲は、請求書を受理した日から起算して30日以内に委託料を支払うものとする。

(履行期限の延長及び遅延利息)

第11条 乙の責めに帰すべき理由により、履行期限までに委託業務を完了できない場合において、当該期限後に完了する見込みのあるときは、甲は乙から遅延利息を徴収して当該期限を延長することができる。

- 2 甲は、前項の規定により履行期限を延長することとしたときは、その旨を乙に通知するとともに、当該期限の延長に関する契約を乙との間に締結するものとし、乙は、これに応ずるものとする。
- 3 第1項の規定による遅延利息は、当初の履行期限（第6条1項又は第7条の規定による履行期限の変更があったときは、その期限とする。）から延長後の履行期限までの期間の日数に応じ、委託料の額に年2.5%の割合で計算した額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とする。
- 4 甲の責めに帰すべき事由により前条第2項の規定による委託料の支払いが遅れたときは、乙は、甲に対してその遅延期間の日数に応じ、委託料の額に年2.5%の割合で計算した額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）の遅延利息の支払いを請求することができる。
- 5 第1項又は前項に規定する遅延利息の額の計算につき第3項又は前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(契約の解除)

第12条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 契約期間中に業務の履行を継続できる見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 着手期日を過ぎても委託業務に着手しないとき。
- (3) 委託業務の履行に必要な有資格者を欠くに至ったとき。
- (4) 関係法令に違反し、業務の停止を命ぜられたとき。
- (5) 第3条の規定に違反したとき。
- (6) 前各号の一に該当する場合を除くほか、この契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないと甲が認めるとき。

- (7) 第3項又は第4項に規定する事由によらないで、契約の解除を申し出たとき。
- 2 前項の規定により契約が解除されたときは、乙は、甲に対し、委託料の額の100分の5に相当する額の損害賠償金を支払わなければならない。
 - 3 乙は、甲が委託業務の内容を変更したため、委託料の額が3分の2以上減少したときは、この契約を解除することができる。
 - 4 乙は、委託業務の履行に関し安全管理上危険であると指摘したにもかかわらず、甲が必要な措置を怠り、委託業務の履行ができないと認められるときは、この契約を解除することができる。
 - 5 前2項の場合、乙は、甲に対し、損害の賠償を請求することができる。
(談合その他不正行為による解除)

第13条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)(以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)に対し、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。
(賠償の予約)

第14条 受注者は、第13条第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、この契約による業務委託料の10分の2に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。委託業務が完了した後も同様とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 第13条第1項第1号又は第2号のうち、命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売に当たる場合その他発注者が特に認める場合
 - (2) 第13条第1項第3号のうち、受注者に対して刑法第198条の規定による刑が確定した場合
- 2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金を超える場合において、発注者がその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。
- 3 発注者は、受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、当該共同企業体の構成員であった全ての者に対して賠償金の支払を請求することができる。この場合において、当該共同企業体の構成員であった者は、連帯して第1項の責任を負うものとする。
(談合による損害賠償)

4 前項の規定は、この契約が終了した後においても適用する。

(秘密の保持)

第 15 条 乙は、委託業務の実施に際して知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後についても同様とする。

2 乙は、乙の従事者に対して、前項の義務を遵守させるために必要な措置を講ずるものとする。

(個人情報の保護)

第 16 条 受注者は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(契約外の事項)

第 17 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じ、甲乙協議して定める。

(紛争の解決方法)

第 18 条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を第 1 審管轄裁判所とする。

この契約の証として、本書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ、それぞれ 1 通を保有する。

令和 5 年 4 月 1 日

甲 委託者 住所 福島県いわき市小名浜字辰巳町 5 0
氏名 公益財団法人 ふくしま海洋科学館
理 事 長 古 川 健 印

乙 受託者 住所
氏名
印

別記 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 受注者は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(収集の制限)

第3 受注者は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、業務を行うために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 受注者は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、発注者の指定する場所で行わなければならない。

2 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 受注者は、業務を行うために発注者から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。

ただし、発注者が別に指示したときは、この限りでない。

(事故発生時における報告)

第9 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(調査等)

第 10 発注者は、受注者が業務に関し取り扱う個人情報の管理状況等について、実地に調査し、又は受注者に対して必要な報告を求めることができる。

(指示)

第 11 発注者は、受注者が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

第 12 受注者は、第 7 条第 3 項に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により受注者が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(損害賠償)

第 13 受注者又は受注者の従事者（受注者の再委託先及び受注者の再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、受注者はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、発注者が受注者に代わって第三者の損害を賠償した場合には、受注者は遅滞なく発注者の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第 14 業務に関する個人情報について、受注者による取扱いが著しく不適切であると発注者が認めたときは、発注者はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。

別表

	金 額
令和5年 4月分	円(うち消費税及び地方消費税の額 円)
令和5年 5月分	円(うち消費税及び地方消費税の額 円)
令和5年 6月分	円(うち消費税及び地方消費税の額 円)
令和5年 7月分	円(うち消費税及び地方消費税の額 円)
令和5年 8月分	円(うち消費税及び地方消費税の額 円)
令和5年 9月分	円(うち消費税及び地方消費税の額 円)
令和5年 10月分	円(うち消費税及び地方消費税の額 円)
令和5年 11月分	円(うち消費税及び地方消費税の額 円)
令和5年 12月分	円(うち消費税及び地方消費税の額 円)
令和6年 1月分	円(うち消費税及び地方消費税の額 円)
令和6年 2月分	円(うち消費税及び地方消費税の額 円)
令和6年 3月分	円(うち消費税及び地方消費税の額 円)
合 計	円(うち消費税及び地方消費税の額 円)